

## 女性活躍推進法に定められた基礎項目について

【基礎項目】(平成 28 年 1 月 1 日現在)

### ① 労働者に占める女性労働者の割合 (区)

職種	女性 (人)	男性(人)	総計(人)	女性割合
役員	1	9	10	10.0%
事務職員	479	628	1107	43.3%
事務職員(特定業務)	56	0	56	100.0%
専門業務職員	2	7	9	22.2%
技術職員(※看護師含む)	723	458	1181	61.2%
教務職員	4	3	7	57.1%
教員	273	2536	2809	9.7%
外国人教師・研究員	9	40	49	18.4%
年俸制特定教員	108	441	549	19.7%
特定拠点教員	7	37	44	15.9%
特定教員	0	1	1	0.0%
特定外国語担当教員	6	2	8	75.0%
特定病院助教	14	55	69	20.3%
特定専門業務職員	26	42	68	38.2%
特定職員	131	101	232	56.5%
特定研究員	169	391	560	30.2%
特定医療技術職員	481	89	570	84.4%
有期雇用	117	246	363	32.2%
時間雇用(※OA・TA・RA・非常勤講師含む)	3725	3594	7319	50.9%
合計	6331	8680	15011	42.2%

### ② 男女の平均継続勤務年数の差異 (単位：年)

職種	女性	男性
事務職員	11.3	10.2
事務職員(特定業務)	1.1	該当なし
専門業務職員	6.0	3.1
技術職員(※看護師含む)	11.6	13.0
教務職員	28.6	28.1
教員	8.5	12.1
年俸制特定教員	7.2	5.3
特定拠点教員	該当なし	6.5
特定外国語担当教員	7.2	該当なし
特定職員	5.0	6.2
非常勤職員	12.7	8.7

(注) 平成 26 年 4 月 1 日より新設

※期間の定めのない労働契約を締結している労働者及び本学との間で締結された2以上の期間の定めのある労働契約期間を通算した期間が5年を超える労働者が対象。

③ 労働者の平成 27 年各月ごとの平均残業時間数等（単位：時間）

常勤教職員

	一般労働者	裁量労働制適用者
1月	20.7	0.03
2月	22.5	0.05
3月	20.2	0.05
4月	20.6	0.06
5月	21.5	0.07
6月	23.1	0.08
7月	18.6	0.09
8月	18.0	0.08
9月	21.8	0.05
10月	21.4	0.05
11月	19.0	0.06
12月	20.8	0.09

非常勤教職員

	平均超勤時間
1月	6.3
2月	6.5
3月	7.6
4月	6.9
5月	6.3
6月	4.9
7月	5.0
8月	5.1
9月	6.0
10月	5.2
11月	5.3
12月	5.2

④ 管理職に占める女性労働者の割合

5.2%（女性：9名、男性：162名）

	男性	女性
教員	71名	2名
職員	91名	7名